

ビッグデータを活用した新潟市観光動態調査業務 委託仕様書

1 業務の背景

新型コロナウイルスによる行動制限が大幅に緩和されたことから、国内外における観光需要は回復に向かっている。さらに、歴史的な円安を背景に外国人観光客も増加傾向にある。

本市では、JR新潟駅のリニューアルや新しいバスターミナルの開業、佐渡金山の世界文化遺産登録の機運上昇など、観光需要増加に向けた好機を迎えている。

この好機を逃さぬよう、観光面での施策を効果的に立案するため、観光戦略の策定が求められている。

2 業務の目的

客観性や信頼性に優れた、高度な分析技術であるビッグデータ分析により、本市へ訪れた来訪者の動態調査を実施することで、観光面における本市の課題を洗い出し、課題解決に向けた効果的な観光戦略策定のための指標とすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務の内容

(1) 実施計画

本業務の契約後、速やかに実施計画（工程や期間）を作成し提出すること。

(2) 現状把握

新潟県、国等が公表している計画やデータ等を活用し、現状を把握すること。

(3) 調査

ア 調査対象データ

調査対象とするデータは、以下のとおり。

- ①県外からの訪問者の人流を分析できるデータ
- ②県外からの訪問者の消費動向を分析できるデータ
- ③外国人観光客の分析ができるデータ

イ 調査方法

調査方法はビッグデータを活用したものとし、調査の手法、対象範囲、サンプル数については、統計学的に有意であること。アンケート調査等によりデータを補完する場合、信頼性と妥当性が担保されたものであること。

ウ 調査対象期間

調査対象とする期間は、以下のとおり

①令和5年6月から令和6年5月までの1年間

年間を通じた来訪者の傾向や、月ごと、季節ごとの違いなどを把握するため調査対象とするもの。

②令和6年7月から9月までの3ヶ月間と前年の同期間

佐渡金山の世界文化遺産登録がされた場合に、登録前と登録後の訪問者の変化を把握する必要があるため、登録の機運が高まる上記3ヶ月間と前年の同期間の比較についても調査対象とするもの。ただし、世界文化遺産に登録されなかった場合でも本期間は調査対象とする。

エ 調査内容

本市の誘客面の課題整理や解決策提案のために必要な範囲を調査すること。

調査項目は下記の例を参考に精査し、下記の例以外の項目であっても効果的と思われるものについては積極的に提案すること。また、本市が任意に設定できる観光エリアの上限数についても提案すること。

(例)

- ・本市の来訪者の傾向（性別、年代、居住地、滞在時間数、宿泊数など）
- ・本市の来訪者の消費動向（平均消費額、消費項目ごとの割合など）
- ・本市が任意に設定する観光エリアごとの来訪者の傾向
- ・本市が任意に設定する観光エリアごとの来訪者の消費動向
- ・流出入経路や交通手段の実態
- ・観光エリア間での周遊状況や、人気の周遊ルート
- ・佐渡金山の世界文化遺産登録の機運が高まる前述の期間における、新潟市を起点とした佐渡エリアの訪問者の変化

オ 外国人観光客

外国人観光客についても可能な範囲で調査すること。どの程度詳細に調査できるのかをあらかじめ提案すること。

(4) 分析及び施策提案

下記アからエの項目については必ず実施すること。また、下記項目以外であっても、今後の本市観光施策において有用であると思われる項目については、積極的に提案すること。

- ア 調査結果等を分析し、本市の観光面における現状と課題を示すこと。
- イ 本市への来訪者を増やすための施策提案を行うこと。
- ウ 本市での滞在時間を増やすための施策提案を行うこと。
- エ 本市への外国人観光客を増やすための施策提案を行うこと。

(5) 報告

下記アからイの項目については必ず実施すること。また、下記項目以外であっても、本市との情報共有のために有用であると思われる項目については、積極的に提案すること。

ア 中間報告

令和6年9月末に、それまで実施した調査結果の概要を本市に報告すること。

イ 最終報告

令和7年1月末に、調査分析結果と施策提言内容について、対面での報告会形式で本市に報告すること。

(6) 成果品の作成

視覚的・客観的に分かりやすい報告書を以下のとおり作成すること。

ア 報告書（概要版）

イ 報告書（本編）

ウ 報告書の編集可能なデータ（ワードやパワーポイント等）及びPDFデータ

(7) 成果品の納品

令和7年2月末までに、以下のとおり納品すること。

ア (6) ア、イを印刷した成果品 5部

イ (6) ウのデータを格納した電子記憶媒体 1部

5 著作権等の取扱い

- (1) 本業務委託の納入成果物は基本的に本市が著作権を有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 成果物に帰属著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

6 その他

- (1) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ決定する。